

第 7 2 7 回むつ市教育委員会 会議録

1	開会及び閉会に関する事項	令和3年5月27日(木) 13:00 ~ 13:40 むつ市本庁舎 教育委員会 会議室
2	出席委員及び欠席委員の氏名	【出席】 教 育 長 阿 部 謙 一 委 員 田 中 志 昌 委 員 納 谷 順 子 委 員 黒 木 和 之 委 員 長 岡 俊 成
3	説明のために出席した者の職及び氏名	教育部長 角本 力 政策推進監 鷲岳 彰丸 総務課長 工藤 大介 副理事学校教育課長 祐川 達也 副理事図書館長 櫻井 忍 生涯学習課長 畑山 勝 中央公民館長 木村 善弘 川内公民館長 金浜 達也 大畑公民館長 二本柳 茂 脇野沢公民館長 山崎 拓也 【事務局】 総務課主幹 新田 剛 生涯学習課主査高島 慎吾 総務課主任 関 元徳
4	委員又は教育長等の報告	なし
5	議題及び議事に関する事項	<p>教育長</p> <p>それでは、ただいまから第727回むつ市教育委員会を開会いたします。 会議録の署名についてですが、今回は納谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、議案が2件、報告が3件となっております。よろしくお願ひします。 早速議事に入りたいと思います。</p> <p>●議案第1号 「むつ市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱を廃止する訓令」 (生涯学習課)</p> <p>教育長</p> <p>まずは、議案第1号 むつ市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱を廃止する訓令について事務局から説明をお願いします。</p> <p>生涯学習課長</p> <p>(資料説明)</p> <p>教育長</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の</p>

	<p>皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>(なし。)</p>
教育長	<p>それではご質問がないようですので、議案第1号は原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。</p> <p>(なし。)</p>
教育長	<p>それでは、ご異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたします。</p> <p>●議案第2号 「工事計画の策定」(中央公民館)</p>
教育長	<p>次に、議案第2号 工事計画の策定について事務局から説明をお願いします。</p>
中央公民館長	<p>(資料説明)</p>
教育長	<p>ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>(なし。)</p>
教育長	<p>それではご質問がないようですので、議案第2号は原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。</p> <p>(なし。)</p>
教育長	<p>それでは、ご異議がありませんので、議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>●事務局からの報告事項 1. 「臨時代理した事項の報告について」(総務課) 2. 「臨時代理した事項の報告について」(総務課)</p>
教育長	<p>次に事務局からの報告事項となります。報告第1号及び第2号の臨時代理した事項の報告については関連がありますことから一括して事務局から説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>(説明)</p>

教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。
黒木委員	「キュービクル」とは具体的にどのようなものになるのでしょうか。
総務課長	受電設備でありまして、大容量の電気を施設で使用するために変換を行うものであります。
黒木委員	分かりました。
教育長	他に何かございませんでしょうか。 (なし。)
教育長	それでは、この件は以上といたします。
3. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について」(総務課)	
教育長	次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について事務局から説明をお願いします。
総務課長	(説明)
教育長	ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件につきまして委員の皆さまからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。
田中委員	部活動についてですが、競技によって感染リスクが異なるように考えますが、その部分については差別化を図っているのでしょうか。
総務課長	保健所の指導によって対応を行っているため、その部分で対応が図られているものと考えております。
教育長	「生活」と「競技」の部分について分けて考えることが必要でありまして、競技毎に指針が出されているため、実施団体において指針に沿った形で、十分な対策を講じた上で対応がなされているものと考えております。
長岡委員	6月11日以降、下北郡外との対外試合が可能になるわけですが、そのタイミングにおいても保護者又は児童生徒が大会等への参加を懸念した場合、参加の強制等はされないという認識でよろしいでしょうか。

教育長	部活動においては、保護者及び生徒の意思が優先されるものであり、学校が対応を強いるものではありません。現状は6月11日から下北郡外との対外試合が可能としておりますが、今後の状況によっては再度学校及び保護者の皆さまに状況を理解していただき、この部分に関しては対応をお願いする事があるかと考えております。
納谷委員	高校においては自由参加という形をとって対応を実施していると伺っています。
長岡委員	高校の場合は内申点にストレートに関わってくる部分があるので憂慮しております。中学生に関してはどのように取り扱われているのでしょうか。
教育長	競技の結果が点数化されることはありませんが、調査書には文書標記がされることがあります。高校の子どもの特性に応じ総合的に選抜するという方式もありますので、その資料としている学校もありですが、すべての学校が導入しているものではございません。
学校教育課長	調査書は原則として中学校3年生時点の大会の成績を記載するものでありますが、昨年度においては大会が無かったため、大会が開催されなかった旨記載をし、過年の記録を記載しています。
黒木委員	PCR検査を実施し、陰性であったのにもかかわらず、2週間出席停止とする科学的根拠はあるのでしょうか。
教育部長	PCR検査をすり抜けたとしても、2週間が経過した場合に他者に感染させることがほぼ無いと考えられているため、保健所が当該指針に基づいて判断していることになっております。
黒木委員	保健所の判断ということであれば、従わざるを得ないと思いますが、よく分からない部分があり、当該指針はPCR検査が始まった頃の判断基準から変化しておらず、その間に様々な検査キットが開発されてきたため、基準として根拠が薄弱であると考えています。
教育部長	現状においても1度目のPCR検査においては陰性であったが、2度目の検査において陽性と判断される場合が生じている現状があります。よって、他者に感染させるリスクが下がるとされている2週間を出席停止としているものと考えております。
教育長	それでは、最後に事務局からお願いします。

